

## 袖ヶ浦市規則第13号

### 袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例（令和7年袖ヶ浦市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(見舞金の種類等)

第3条 条例第10条の規定による見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める犯罪行為により被害を受けた者（以下「被害者」という。）に対して、一時金として支給する。

- (1) 傷害見舞金 警察に被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為により傷害を受けた者
- (2) 遺族見舞金 警察に被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）

(遺族の範囲及び順位等)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（市長が特に認めた者を含む。）を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していたその者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者（市長が特に認めた者を含む。）を含む。）、父母（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者（市長が特に認めた者を含む。）を含む。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項第2号及び第3号の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項第1号から第3号までの順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、当該被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となることができる者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金の額)

第5条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 全治1月以上3月未満 5万円
- (2) 全治3月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金の支給対象者となる同順位の遺族が2人以上いる場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給制限)

第6条 市長は、次に掲げるときは、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 被害者又は支給申請を行う者が、当該被害につき他の市区町村か

ら当該見舞金と同種の支援を受けているとき。

- (2) 犯罪行為が行われた時において、被害者又は支給申請を行う者と加害者との間に親族（第4条第1項第1号及び第2号の規定による市長が認める関係を含む。以下同じ。）の関係があるとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族の関係が破綻していたと認められる事情があるときを除く。）で、見舞金の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、被害者又は見舞金の支給申請を行う者が18歳未満の者を監護しているときは、この限りでない。
- (3) 被害者又は見舞金の支給申請を行う者に、犯罪行為を誘発する行為、犯罪行為に関連する不正な行為その他当該被害につきその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 被害者が当該犯罪行為を容認していたとき。
- (5) 被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- (6) 被害者又は第1順位の遺族が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (7) 被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、袖ヶ浦市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(8) 被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、被害者又は見舞金の支給申請を行う者と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき市長が認めるとき。

(見舞金の支給に関する特例)

第7条 既に傷害見舞金の支給を受けた被害者が、当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合には、第5条第2項の規定にかかわらず、遺族見舞金として当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、当該遺族見舞金は、支給しない。

(見舞金の支給の申請)

第8条 見舞金の支給申請を行う者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、支給申請を行う者が未成年者であるとき、又はやむを得ない事情により申請ができないときは、支給申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 傷害見舞金 袖ヶ浦市見舞金支給申請書兼請求書(様式第1号)

及び次に掲げる書類

ア 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書

イ 支給申請を行う者の本人確認書類

ウ 支給申請を行う者が、当該被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族見舞金 袖ヶ浦市見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）  
及び次に掲げる書類

ア 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該その者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 支給申請を行う者の本人確認書類

ウ 支給申請を行う者が、当該被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証明する書類

エ 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本（次のオ又はカの書類を添付する場合を除く。）

オ 支給申請を行う者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった場合は、その事実を認めるに足りる書類

カ 支給申請を行う者が被害者と養子縁組の関係にないが、被害者の死亡の当時事実上の養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、その事実を認めるに足りる書類

キ 支給申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

ク 支給申請を行う者が被害者の収入によって生計を維持していた遺族であるときは、当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

ケ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各

号に規定する行為（第13条において「危険運転致死傷罪」という。）  
にあつては、故意による犯罪であることを知った日から2年を経過した  
とき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したとき  
は、することができない。

（見舞金の支給の決定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、内容を確認し、速や  
かに見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 見舞金の支給の適否を決定したときは、袖ヶ浦市見舞金審査結果決定  
通知書（様式第2号）により、その内容を申請した者に通知しなければ  
ならない。

（譲渡等の禁止）

第10条 見舞金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受  
けた者は、当該見舞金の支給を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保  
に供してはならない。

（見舞金の支給決定の取消等）

第11条 市長は、支給決定を受けた者が見舞金の支給の要件を欠くと認  
めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支給決定  
を受け、又は前条の規定に違反したときは、当該支給決定を取り消すも  
のとする。

3 市長は、前2項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨及  
びその理由を通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により支給決定を取り消した場合に  
おいて、既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金の全部又は一  
部の返還を命じることができる。

（転居費用の助成の額）

第12条 条例第11条の規定による転居費用の助成の額は、引越に係る  
運送費用（引越事業者を支払ったものに限る。）、荷造り等のサービス

に係る費用（引越事業者を支払ったものに限る。）及びその他市長が転居のために必要と認める費用の合計額とし、一の被害について5万円を限度とする。

（転居費用の助成の申請）

第13条 条例第11条の規定による転居費用の助成の申請をしようとする者は、袖ヶ浦市転居費用助成申請書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者であるとき、又はやむを得ない事情により申請ができないときは、申請を行う者の代理人が申請することができる。

- (1) 第8条第1項第1号又は第2号に掲げる書類
- (2) 転居費用を支払ったことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為による被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、危険運転致死傷罪にあっては、故意による犯罪であることを知った日から1年を経過したときは、することができない。

（転居費用の助成の決定）

第14条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内容を確認し、速やかに転居費用の助成の適否を決定するものとする。

2 転居費用の助成の適否を決定したときは、袖ヶ浦市転居費用審査結果決定通知書（様式第4号）により、その内容を申請した者に通知しなければならない。

（準用）

第15条 第6条、第10条及び第11条の規定は、第13条の申請があったときについて準用する。

（照会）

第16条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

様式第1号（第8条関係）

袖ヶ浦市見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
被害者との続柄

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日	
犯罪行為が行われた場所			
被害者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	袖ヶ浦市	
被害の状況			
被害の程度		<input type="checkbox"/> 加療期間1か月以上3か月未満の負傷 <input type="checkbox"/> 加療機関3か月以上の負傷 ※別紙診断書のとおり <input type="checkbox"/> 死亡（死亡日： 年 月 日）	
申請する見舞金		<input type="checkbox"/> 傷害見舞金（50,000円） <input type="checkbox"/> 同上（100,000円） <input type="checkbox"/> 遺族見舞金（300,000円） ※被害者との関係： _____	
取扱警察署 （被害届の受理番号）		警察署 （ 年 月 日第 号）	
振込先	金融機関名		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	支店名 口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

(裏面)

同意書及び誓約書

私は以下の事項について袖ヶ浦市長に対し同意し、及び誓約いたします。

- (1) 関係機関等へ照会することに同意し、私が提供する個人情報、見舞金の支給の審査に必要な範囲で関係機関等と共有し、調査照会に利用することに同意します。
- (2) 当該被害につき他の市区町村から当該見舞金と同種の支援を受けていません。
- (3) 加害者との間に親族の関係はありません。
- (4) 犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は当該被害につきその責めに帰すべき行為を行っていません。
- (5) 当該申請に係る犯罪行為を容認していません。
- (6) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えていません。
- (7) 私は、暴力団員ではありません。
- (8) 私は、自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為はしていません。
- (9) 私は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為はしていません。
- (10) 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係はありません。
- (11) 私は、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合は、当該見舞金を市に返還することに同意します。
- (12) 遺族見舞金の支給について、他の遺族と調整が必要となる場合や問題が発生した場合は、私の責任において解決いたします。

年 月 日

同意及び誓約者 住所  
氏名

様式第2号（第9条関係）

袖ヶ浦市見舞金審査結果決定通知書

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

年 月 日付で申請のありました傷害見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

見舞金の額 円

2 支給できません。

（理由）

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告（訴訟において被告の袖ヶ浦市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第13条関係）

袖ヶ浦市転居費用助成申請書兼請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

犯罪被害者との続柄

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条の規定により、次のとおり転居費用の助成を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日	
犯罪行為が行われた場所			
被害者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	袖ヶ浦市	
被害の状況			
転居が必要な事情			
転居前の住所			
転居後の住所			
申請金額		<input type="checkbox"/> 転居費用助成： 円（上限5万円）	
取扱警察署 （被害届の受理番号）		警察署 （ 年 月 日第 号）	
振込先	金融機関名		支店名
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

(裏面)

同意書及び誓約書

私は以下の事項について袖ヶ浦市長に対し同意し、及び誓約いたします。

- (1) 関係機関等へ照会することに同意し、私が提供する個人情報、見舞金の支給の審査に必要な範囲で関係機関等と共有し、調査照会に利用することに同意します。
- (2) 当該被害につき他の市区町村から当該見舞金と同種の支援を受けていません。
- (3) 加害者との間に親族の関係はありません。
- (4) 犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は当該被害につきその責めに帰すべき行為を行っていません。
- (5) 当該申請に係る犯罪行為を容認していません。
- (6) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えていません。
- (7) 私は、暴力団員ではありません。
- (8) 私は、自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為はしていません。
- (9) 私は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為はしていません。
- (10) 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係はありません。
- (11) 私は、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合は、当該見舞金を市に返還することに同意します。
- (12) 遺族見舞金の支給について、他の遺族と調整が必要となる場合や問題が発生した場合は、私の責任において解決いたします。

年 月 日

同意及び誓約者 住所  
氏名

様式第4号（第14条関係）

袖ヶ浦市転居費用審査結果決定通知書

第 号  
月 日

様

袖ヶ浦市長

年 月 日付で申請のありました転居費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

転居費用助成の額 円

2 支給できません。

（理由）

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告（訴訟において被告の袖ヶ浦市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。